

飯能市山間地域給水施設整備費等補助制度のご案内

飯能市では、給水区域以外（未給水区域）にお住まいの皆様へ、飲料水のための給水施設の整備等を対象に補助金制度を行っています。

1. 補助対象

以下の4つの区分に分けられます。

区分	補助対象となる工事内容（例）
新設	・ 新規に給水施設を設置する工事 ・ 既存の給水施設が使えず、新たに給水施設を設置する工事 ・ 既存の給水施設に除菌器等を新たに設置する工事
改修及び修繕	・ ポンプ、受水槽等の故障による交換または修繕工事 ・ 老朽化により給水施設を改修及び修繕する工事 ・ 申請者自らが給水施設を修繕するための材料費
水源の維持管理	・ 風水害により取水源に堆積した土砂等の除去及び清掃 ・ 井戸に堆積した土砂等の除去及び清掃
水質検査	・ 要綱で定めた項目（12項目）に関する水質検査 （※保健所または水道法により厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関で行ったものに限りします。）

2. 補助を受けられる方

市内に住所を有する方は、補助金の申請をすることができます。

3. 施工業者

給水施設の新設、改修・修繕の場合は、次のいずれかに該当する業者が実施しないと補助金を受けることができません。

- 1 飯能市内に主な事業所があること
- 2 飯能市指定給水装置工事事業者

なお、申請者自身が改修・修繕するための材料費は、施工業者に依頼しなくても申請することができます。

4. 補助金額

(※令和4年4月1日より)

区 分	補 助 率 及 び 補 助 金 額
新 設	・ 補助率 対象費用の80% ・ 補助金限度額（給水戸数1戸当たり） 130万円
改修及び修繕	・ 補助率 対象費用の80% ・ 補助金限度額（給水戸数1戸当たり） 130万円 ・ 工事費用 下限額なし
水源の 維持管理	・ 補助率 対象費用の50% ・ 補助金限度額 給水戸数1戸当たり5万円
水質検査	・ 補助率 対象費用全額 ・ 補助金限度額 なし ・ 補助回数 1年度につき2回

5. 補助金の申請

(1) 給水施設の「新設」または「改修及び修繕」の申請の場合

飯能市山間地域給水施設整備費等補助金交付申請書と以下の書類を添付し、工事を着工する前に水道工務課へ提出してください。

- ①事業場所の案内図
- ②工事設計書
- ③工事見積書
- ④その他市長が必要と認める書類

(2) 「水源の維持管理」または「水質検査」の申請の場合

飯能市山間地域給水施設整備費等補助金交付申請書と以下の書類を添付し、作業を行った日から60日以内に水道工務課へ提出してください。

- ①当該事業に要した費用の領収書またはその写し
- ②その他市長が必要と認める書類

6. 交付決定

市は提出書類の審査および現地確認を行い、申請内容が補助金の対象になると認めたときは、補助金の交付決定通知書を送付します。

7. 工事の着手

給水施設の新設、改修又は修繕を行う場合は、工事に着手した日から1週間以内に飯能市山間地域給水施設整備等補助事業着手届（様式第3号）を提出してください。

8. 変更等承認申請

次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ飯能市山間地域給水施設整備等補助事業変更等承認申請書（様式第4号）を提出してください。

- ①事業費の増減が申請書の金額より20%を超えるとき。
- ②申請した工事等の内容を変更するとき（配管や受水槽の大きさなど）
- ③申請した工事等を中止し、又は廃止しようとするとき。

9. 実績報告書の提出

申請した給水施設の工事が完了したら、完了後30日以内または、補助金の交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）と以下の書類を水道工務課へ提出してください。

【提出書類】

- ①工事完成写真
- ②工事出来高書
- ③工事契約書の写し
- ④その他市長が必要と認める書類

10. 補助金の交付確定

市は提出書類及び現地にて工事の完成検査を行います。その結果、補助金対象として認めたときは、飯能市山間地域給水施設整備費等補助金額確定通知書（様式第6号）を送付します。

11. 補助金の交付

補助金額確定通知を受け取ったら、市指定の補助金請求書に必要事項を記入し、提出してください。提出から約1ヶ月後に指定された金融機関の口座へ振り込みます。

12. 維持管理の責務

補助金を受けて事業を行った方は、当該給水施設を適切に管理し、水質の確保と施設の保全に努めてください。

※申請書等の様式は、水道工務課窓口（市役所2階）で配布しているほか、飯能市ホームページからダウンロードすることもできます。

飯 能 市

